

5 確認欄

- 世帯員が、補助金の交付申請の日から、最初に補助金の交付の対象となる月（又はなつた月）から 36 月を経過する月までの期間において、本市に居住し、県内の企業に就職等することを含めた補助金の対象となる要件を満たすことができます。
- 翌年度以降の申請の有無にかかわらず、上記の期間内に補助金の対象となる世帯要件に該当しなくなった場合は、既に交付を受けた補助金を返還する必要があります。承諾しています。

6 添付書類

- (1) 現住所地の世帯全員の住民票の写し
- (2) 市町村民税又は特別区民税に係る納税証明書
- (3) 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (4) 雇用証明書（様式第 2 号）又は営業証明書その他の事業を営んでいることを証する書類として市長が認めるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類